

大磯町印鑑条例の一部を改正する条例

大磯町印鑑条例（昭和51年大磯町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月13日提出

大磯町長 中 崎 久 雄